

区民の声の公表【令和8年（2026年）1月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
紙の書籍を目で確かめながらの購入困難の件	近隣の書店が年始に閉店すると知り、大変悲しく感じています。いつも、そちらの書店に伺うとお客様で賑わっておりましたのに閉店する様ですので、何が理由が考えましたが、①立ち読みが多い為、購入比率が低く目標売上に達していない②店舗賃借料高騰などでしょうか？ネットでも書籍は購入可能ですし、近隣でない所で買えば済む事ですが、子供達なども、書籍を小さい時から触れさせる事が大事だと思いますし、目で確かめて書籍を購入する事を大人も望んでいると思います。墨田区では、数年前に一人1万円の墨田区内のみで使用可能な書籍購入券を18歳までのお子様全員にくださったそうです。(しかも、使用期限も数年間ある。)これは、とても素晴らしい事だと思います。墨田区内の書店もうるおいますし、ご自宅の事情で購入率が低いお子様達も含めて、自分で好きな本が手に出来ます。是非、世田谷区でも実施していただきたいです。	ご指摘の通り、街中の書店は、地域住民にとって多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点のひとつであり、地域経済とコミュニティの中心的な役割を果たす商店街において、その魅力を構成する重要な要素のひとつもなっています。 区におきましては、書店の減少を始めとする、様々な複合的な要因によってもたらされるコミュニティの中心的な場である商業地の地盤沈下は、地域のウェルビーイングにとってマイナスになることから、再活性化が喫緊の課題と認識しています。その上で、主に中小個店支援、商店街振興の側面から、デジタル地域通貨「せたがやPay」による売上向上支援、キャッシュレス決済導入支援を実施しています。現在、全加盟店舗数6,000店舗超の内、古書店を含む区内25店舗程度の書店にもご活用いただいている「せたがやPay」は、低廉な換金手数料率設定と消費者に対するポイント還元事業等の実施により、地域の書店を始め、区内中小個店等の売上向上の一助となっていると認識しています。 区といたしましては、デジタル地域通貨「せたがやPay」を活用したポイント還元事業とともに、今回いただいたご提案を参考にしながら、街中の書店を始め、地域経済やコミュニティの魅力を構成する中小個店を下支えする施策の実施に努めてまいります。	経済産業部 商業課	電話 03-3411-6667 FAX 03-3411-6635	令和8年(2026年) 1月5日	
公園の防犯について	羽根木公園のベンチに、鍵と定期入れを置いてトイレに手を洗いにいったところ、その間に盗まれるということがおきました。この件を通じて、公園に防犯カメラがないことに疑問を感じました。羽根木公園は広く、子供達もたくさん居ます。トイレもたくさんあり、盗みだけでなく子供に対する犯罪が起きた時の証拠のため、また、抑止力として、防犯カメラを設置した方が良いのではないのでしょうか。	羽根木公園には防犯カメラを設置しているものの、園内が広いため全域をカバーすることは難しく、カメラだけで犯罪の防止や特定ができないと認識しています。一方で、子どもや家族が多く利用する公園であることから、防犯対策の充実と安全・安心な環境づくりの重要性を認識しており、今後の管理や対策に意見を活かしていきます。あわせて、利用者には貴重品管理など基本的な防犯への協力を求めています。	みどり33推進担当部 公園緑地課 北沢公園管理事務所	電話 03-5431-1822 FAX 03-3412-6847	令和8年(2026年) 1月7日	
重点支援地方交付金	自治体によっては一律5000円配られたり、水道料金の補助に割り当てられたり、全ての住民に平等に支援があるのに世田谷区や新宿区は低所得世帯だけ支援というのは不公平ではないでしょうか。物価高で苦しんでいるのは非課税世帯や子育て世帯だけではないでしょう。「国」の支援金なのに自治体に丸投げされたせいで、全く支援がない人が沢山いて、何が「物価高対策」なのか分かりません。「せたがやpay」とかにも充当するみたいですが、使い勝手が悪いし、使える店が少ないし止めてほしいです。	区ではこの間、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額を確認した上で、効果的な支援策及び対象者等を総合的に勘案し、検討してきたところです。 その結果、 ・令和7年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を対象とした、1世帯あたり2万円の現金給付。 ・国の物価高対応子育て応援手当の支給への1人あたり1万円の上乗せ支給。 ・せたがやPayを活用したポイント還元事業。 の実施を決定したところです。	政策経営部 政策企画課	電話 03-5432-2032 FAX 03-5432-3047	令和8年(2026年) 1月13日	
遊歩道の危険な自転車走行について	経堂3-18と4-26を分断するように所在する烏山川緑道は、自転車は降りてくださいという警告看板が数枚あるにも関わらずほとんどの人がここを渡るのにかなりのスピードで自転車に乗ったままです。小さな子供を後ろに乗せたママも買い物帰りのお婆さんも、今日に至っては10数名の子供を牽引している男性2人とその子供たちも、乗ったままかなりのスピードで駆け抜けて行きます。子供も通る緑道ですいつ事故が起こるか分かりません。早急に柵を増設するなどして自転車を降りないと通る事ができないような対策をお願い致します。事故が起きてからでは取り返しがつかないと思います。	自転車走行の対策として遊歩道の改修工事を行ってからこれまでに、スロープ下の柵1基と各所の注意表示の追加を行ってきた経緯があります。柵の増設については、一方で車いす利用や、ベビーカー利用などの通行も制限してしまう場合がありますので、事故防止と利便の両面を考えた上で、内容を決める必要があります。可動式で、柵と看板表示を兼ねたものもありますので、早期に試行、検証を続け、自転車乗り入れ者の行動変容を強く促してまいりたいと考えています。	みどり33推進担当部 公園緑地課 砧公園管理事務所	電話 03-3417-9575 FAX 03-3417-9573	令和8年(2026年) 1月13日	
図書館の身分確認について	図書館の利用登録を行った際、スマートフォンに取り込まれているマイナンバーカードでは本人確認ができないとの説明を受けました。念のため中央図書館にも確認しましたが、同様の回答でした。運転免許証の電子化が進められている中、このような対応は利用者にとって不便であると感じています。民間においては、すでにスマートフォンに取り込まれたマイナンバーカードによる本人確認が可能なケースも多く見受けられます。行政機関におかれましては、これらの状況を踏まえ、より早期にご対応をご検討いただければ幸いです。	図書館利用登録時の本人確認資料については、「他人には容易に手に入り難いもの」として、紙媒体による証明書類の提示をお願いしています。現在、世田谷区の窓口における各手続等においては「スマートフォンのマイナンバーカード」を本人確認書類として利用しております。区立図書館につきましても同様の取り扱いとしています。図書館では利便性を高め多くの方に利用してもらえよう手続きのデジタル化を進め、サービスの改善に取り組んでいますので、デジタル証明書の取り扱いについても、併せて検討してまいります。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和8年(2026年) 1月13日	
図書館の学習スペース利用について	砧図書館の学習スペースですが、『中学生以上から利用可』スペースに小学生が学習目的で利用してはいけないのでしょうか。係の方は、「大学受験の方がいらっしゃるの、席が空いているときは利用可だが混んできたからお譲りください。」と言われました。大人が隣についていて、皆様と同じように私語もなく静かに学習をするのにながいがいけないのでしょうか。皆さまが学習している環境で学習したいとの目的もあり、利用させていただこうと思っていました。中学生以上の皆様と同じ『学習』を目的とした利用であるのに、学年だけで判別するのは納得がいらずご連絡させていただきました。図書館利用スペースの目的を守る人は、年齢に関係なく利用させていただけるようご検討のほどよろしく申し上げます。	閲覧席は学習のほか、読書や研究などさまざまな目的の方がご利用になります。そのため閲覧席の数に比べて利用される方が多く、小学生以下の皆さまにつきましては、子どもフロアーの閲覧席をご利用いただくことで一般の閲覧席の利用を控えていただいておりますが、ご指摘のとおり、学習を目的とする小学生の図書館利用が増えており、図書館としても学習環境の整備に向け努力しているところです。一方で、「小学生の閲覧席利用を制限してほしい」とのご意見もいただいておりますので、それぞれのご意見を踏まえ、利用者の皆さまが互いに気持ちよく図書館を利用することができるよう、他館の状況を調査するなど、閲覧席の配置や利用方法について検討しています。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和8年(2026年) 1月16日	
ICTを活用した教育	【要望】貸与されたタブレットが破損、修理等により使用出来ない期間は予備端末の確保と貸出しをご検討願いたい 【理由】使用出来ない期間が長く(1ヶ月以上)その期間中、学校教育を受ける機会が損なわれる為	修理期間中、タブレットが使用できないとのこと、ご不便をおかけしており申し訳ございません。 修理期間中の代替機については、学校にて手配が出来ますので、お手数ですが学校へご相談いただきたく、お願いいたします。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和8年(2026年) 1月19日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
プラスチック資源の回収、実現していないのは世田谷区が最後。	世田谷区ではプラスチック資源をごみとして燃やしているが、早く他の区と同様に資源回収を開始できないか。 23区で世田谷区が最後との記事を読み、区民として恥ずかしい。環境汚染が騒がれる中での対応の遅さに強い憤りを感じている。 また、回収の頻度についても、机上の計算だけではなく、実際の分別量を見て決めてほしい。	現在、区では、プラスチックの資源循環の促進等をはじめとした環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指しています。 プラスチック分別収集の実現に際し、資源の受け入れ先事業者の不足や、収集車両が排出する二酸化炭素による環境負荷、中継施設の整備、収集車両・人員の確保、収集に要する多大な費用への財源の確保など課題も多いことから、まずはプラスチックの発生抑制を徹底して進め、経費負担の軽減を図りながら、令和12年度中の実施を目標にプラスチック分別収集及び再資源化を行うこととしています。 回収頻度につきましては、家庭ごみ組成分析調査結果や他自治体のプラスチック回収量実績等も参考としつつ、区内全域におけるプラスチック排出量の推計を基に検討してまいります。	環境政策部 清掃・リサイクル推進課	電話 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和8年(2026年) 1月19日	
東京都受動喫煙防止条例について	東京都受動喫煙防止条例が施行されて数年経ちますが、明らかに条例に違反している飲食店や、人通りが多い道路なのに、路面に面した箇所で喫煙させている店舗が多すぎて非常に困ります。 例えば三軒茶屋の茶沢通りも、各店舗が路面にはみ出して椅子やテーブルを展開していたり、路上喫煙させているのと変わらない状態で喫煙できる環境を整えて喫煙させています。 店の前(茶沢通り)を通ると、必ず煙にあたり、子連れで歩いていても、子供に煙が当たるので非常に困っています。 世田谷区に限った話ではなく、都内の多くの居酒屋や飲食店で、恒常的に同じように路上にはみ出して喫煙させたり、条件を満たしていないのにも関わらず、喫煙可能店舗・喫煙目的店舗として営業し、店内で喫煙させています。 その他、路上や公園などでも、禁煙と書いてあるにも関わらず喫煙している方や、歩行喫煙している人を見かけます。 非常に迷惑しているので、ぜひ、世田谷区では先んじて非常に厳しい条例を作って、違反金を徴収するようにしてほしいです。世田谷区から都政、都政から日本を動かすように、喫煙に関して厳しく取り締まってほしいです。	(健康企画課) 区では、飲食店等における受動喫煙防止対策として、基準を満たしていない喫煙室を設置しているなど、法令違反が疑われる施設に対しては、電話または戸別訪問による事実確認・普及啓発・改善依頼等を行っています。 区民等からの受動喫煙に関する個別のご相談に対応するため、世田谷区受動喫煙相談コールセンター(03-5432-2928※)を設置しています。 法令違反が疑われる施設がありましたら、コールセンターまでご連絡ください。 ※受付時間平日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 (環境保全課) 区では、平成30年に「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。また、事業者は灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとしています。区においては、罰則を設けず、相互理解によりマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、喫煙環境の整備や周知・啓発活動に取り組んでおり、一定の効果をあげています。今後も粘り強く指導と啓発活動を継続し、「世田谷区たばこルール」の周知徹底に努めてまいります。	世田谷保健所 健康企画課 環境政策部 環境保全課	健康企画課 電話 03-5432-2354 FAX 03-5432-3019 環境保全課 電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和8年(2026年) 1月20日	
幼稚園児の運動場の確保について	世田谷区の羽根木公園は区民の健全な身体づくりに役立っています。将来の日本を支える園児の育成に、公園の野球の芝生エリアを野球試合の無い日の平日の午前中に限り開放をお願いします。近隣の幼稚園の先生や園児が喜ぶだけでなく、園に預ける親子様も園児が健康に安全に教育を受け、成長することは安心します。空きのある平日で結構です。ご検討をお願い申し上げます。	野球場は年末年始に一般開放され、幼稚園児が利用していることや、混雑時に幼児の遊び場確保が課題である点を認識しています。一方で、野球場は有料・予約制施設であり、利用の公平性や芝生保全のため、平日午前中の全面的な自由開放は難しい状況です。ただし、子育て支援のニーズを踏まえ、今年度から月1回程度の平日一般開放を試行し、今後も可能な範囲で拡充を検討していきます。	みどり33推進担当部 公園緑地課 北沢公園管理事務所	電話 03-5431-1822 FAX 03-3412-6847	令和8年(2026年) 1月26日	
犬の散歩について	犬の散歩中に、電信柱や人家の外壁に小便をさせてそのままにしていたり、道路や植え込みに糞をさせたまま後始末をしない飼い主が増加している。 要因としてリードを長く放していたり、スマホを操作し犬の行動を監視していない様に見受けられる。早朝に公園で犬を放している姿も見受けられる。 またONEワンパトロールと称する人の中にも同様の行為をしている人物もいた。 支所に相談したが、犬の糞は持ち帰ることの注意プレート(世田谷保健所)を渡されただけであり、塀に取り付けたが、効果はない。 交番にも相談し2～3回巡回していただいたが、犯罪として取り扱わないのでそれで終了した。 不衛生なので、区として対策をお願いしたい。 また愛犬と楽しく暮らそう入門講座を開講するようだが、そういう場でも飼い主のモラルの向上の指導を徹底して頂きたい。	区では飼い主が秩序(飼育マナー、周辺環境への配慮等)を守り、責任を持って飼育することが重要ととらえ、住宅密集地である世田谷区において、地域の特性に配慮したペットの適正な飼い方と、飼い主の責務について啓発の充実を図っています。 具体的な取り組みとして、飼い犬の登録をしている方全員に毎年発送している狂犬病定期予防注射の通知発送時や、窓口での犬の登録申請時、「愛犬と楽しく暮らそう入門講座」他、犬のしつけ方教室開催時など様々な機会を活かし、飼い主のマナー向上に関するチラシや、マナーブックの配付を行っています。動物病院やペットショップ等を通じた周知も行い、飼育マナーの向上に努めます。 また相手方のお名前やご住所がおわかりになるようであれば、飼育に関するマナー指導を行える場合がありますので、世田谷保健所生活保健課までご連絡いただけますようお願いいたします。	世田谷保健所 生活保健課	電話 03-5432-2908 FAX 03-5432-3054	令和8年(2026年) 1月27日	
保育園の選考について	同一指数世帯の優先順位について、階層低位順というのがどうしても納得できません。 高収入世帯のほうが、多くの住民税を支払っています。真面目に働いて納税するのが嫌になります。保育の必要性とより良い保育園に入るといのは別だと思えます。税金を多く払っているほうが新しく、教育等が充実した保育園に入れるようにしてほしいです。せめて居住年数をより優先にしてほしいです。	区では、同一指数世帯の優先順位の第5段階(居住年数)について、平成27年度選考から導入しています。居住年数の導入にあたり、本人の意図によらない転居など、各家庭によって様々な状況が考えられることから、優先段階は第5段階に設定しました。 また、平成28年度に保育の利用・調整基準について全般的な見直しの中で第2段階(所得階層低位順)を下位に引き下げるべきか検討しました。低所得世帯が優先される現状は、高所得世帯の方にとって不公平感があることは区としても十分に認識しているところです。しかし、保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられることから、福祉施策的な観点から現行どおりの取扱いとすることをしました。 このように、一方に有利になる優先順位は、該当しないご家庭には不利になる性質であることから、優先順位の見直しにあたっては慎重に進めていく必要があり、区民の代表や外部の有識者からなる会議体を設け、様々なご意見を伺いながら決定しています。 いただきましたご意見を参考に、できる限り多くの方にご納得いただける選考方法を引き続き研究、検討してまいります。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和8年(2026年) 1月27日	
谷戸川のゴミ	谷戸川の岡本側は、川の柵の下にガードの板がないので、風に吹かれて、ポイ捨てゴミが多く川に落ちており、他の川よりゴミが多いようです。 野川や仙川のようにガードの板をつけていただけないでしょうか。 区内の他のガードの板のない川にもつけて欲しいです。	ご意見をいただきました野川や仙川のガードの板についてですが、大雨での増水時に河川からの溢水を防止するために設置されています。 谷戸川や他の河川のゴミ対策につきましては、日常のパトロールの強化やポイ捨ての注意喚起を行うなど、適切な河川の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をいただければ幸いです。	土木部 工事第二課 砧土木管理事務所	電話 03-3417-9571 FAX 03-3417-9573	令和8年(2026年) 1月27日	
マイナンバーカードの交付	マイナンバーカードの交付の予約が空いていません。 マイナ保険証も必要となったことでもありますので、枠を増やして頂き、効率的に発行する仕組みを至急導入してください。	このたびは、マイナンバーカード交付のご予約が大変取りづらい状況となっておりますこと、深くお詫びいたします。 予約枠数につきましては、区民の皆様にも早く交付できるよう、現在可能な限り最大の予約枠を設けていますが、成人の方のマイナンバーカード更新が始まったことや健康保険証の新規発行が終了したことにより、マイナンバーカードの申請が想定を大幅に超える状況となっております。 現在、土曜日・日曜日に不定期に開催している臨時窓口の回数の増加や、平日夜間の臨時交付など、予約枠の拡充に努めていますが、皆様にご満足いただける交付体制を提供させていただくことが叶わず、申し訳ございません。さらなる臨時窓口の開催等も含め、一日も早くご不便を解消できるよう尽力してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。	地域行政部 マイナンバー担当課	電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482	令和8年(2026年) 1月28日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
待機児童解消とシッター 利用補助について	<p>世田谷区の待機児童の状況についてはどうお考えですか？ 早期の待機児童改善へ更なる取り組みをお願いします。 また、東京都内の多くの自治体で行われているシッター利用補助がなぜ世田谷区は対象外なのですか。 待機児童の状況を見ましても、シッター補助をお願いしたいです。</p>	<p>(保育課) 令和7年4月入園にて保育待機児童が生じた状況を踏まえ、区では令和7年7月に保育の定員確保の新たな取組みを決定し、新規施設の整備等により定員確保に向けた取組みを進めています。 また、令和8年4月入園一次選考の申し込み数が前年より大幅に増加したことを受けて、既存保育施設に対し令和8年4月入園の定員拡充の要請等を行い、施設の面積や人員等の基準を踏まえ定員拡充の可能性がある各施設と個別に調整を行っています。 さらに、就学前人口は減少傾向にありますが、今後も保育施設の利用を希望される方の増加が続くことが見込まれることから、令和9年4月以降開設の新規施設の整備等を前倒しすることについて、現在検討を進めています。 区では、就学前人口の動向や保育の利用希望の状況の変化を踏まえ、保育ニーズに対応した保育施設の定員を確保するための取組みを今後も継続していきます。 (保育認定・調整課) ベビーシッター利用支援事業につきましては、令和8年4月のコールセンターの設置及び補助金申請等の受付開始に向けて、現在、業務に係る準備手続を進めているところです。事業の概要につきましては、下記のご案内をご確認ください。 (1)一時預かり利用支援 世田谷区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 世田谷区公式ホームページ (2)ベビーシッター事業者連携型 ベビーシッター利用支援事業(事業者連携型) 世田谷区公式ホームページ)</p>	<p>子ども・若者部 保育課 子ども・若者部 保育認定・調整課</p>	<p>保育課 電話 03-5432-2448 FAX 03-5432-3018 保育認定・調整課 電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506</p>	<p>令和8年(2026年) 1月28日</p>	